

公益財団法人名古屋国際芸術文化交流財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人名古屋国際芸術文化交流財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、名古屋ポストン美術館の運営及び海外との芸術文化交流事業その他文化の振興に関する事業を行うことにより、愛知県民等に世界的な美術品を鑑賞する機会等を提供し、もって、愛知県内における国際的芸術文化交流の進展及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 名古屋ポストン美術館の運営を通じて、愛知県民に米国ポストン美術館の世界的コレクションや国内美術館の名品を鑑賞する機会を提供する事業
- (2) 愛知県民に対して国際的な芸術文化に接する機会を提供する事業
- (3) 愛知県の地域文化の振興を図るため、シンポジウム、講演会等を開催する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県内において行うものとする。

(その他事業)

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 売店の運営（業務委託による場合を含む。）に関する事。
- (2) その他公益目的事業の推進に資する事業

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産、経営安定化基金、取り崩し準備金及び運用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 公益財団法人の設立の登記をした日の前日の財産目録に移行時の基本財産として特定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 経営安定化基金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 公益財団法人の設立の登記をした日の前日の財産目録に移行時の経営安定化基金として特定された財産
 - (2) 経営安定化基金とすることを指定して寄附された財産。ただし、取り崩し準備金として理事会の議決を経て改めて指定された財産を除く。
- 4 取り崩し準備金は、経営安定化基金とすることを指定して寄附された財産のうち、取り崩し準備金として理事会の議決を経て改めて指定された財産とする。
- 5 運用財産は、基本財産、経営安定化基金及び取り崩し準備金以外の財産とする。

(経営安定化基金の設置目的)

第7条 経営安定化基金は、その果実により、名古屋ボストン美術館の安定的運営に資するための財産とする。

(基本財産及び経営安定化基金の処分の制限)

第8条 基本財産及び経営安定化基金は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分し、又は担保に供することができない。ただし、経営安定化基金については、第6条第4項の規定に基づき、取り崩し準備金に指定することができるものとする。

(取り崩し準備金の設置目的等)

第9条 取り崩し準備金は、やむを得ない理由があるときに、取り崩して名古屋ボストン美術館の運営に充てるための財産とする。

- 2 取り崩し準備金の取り崩しについては、年度毎に理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けた上で、年度毎に一定額を取り崩し、運用財産に繰り入れることができるものとする。

(資産の管理)

第10条 この法人の資産の管理は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

- 2 基本財産、経営安定化基金及び取り崩し準備金は、確実な金融機関への預け入れ、信託会社への信託又は国公債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度の開始の日の前日までに、愛知県知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の資料を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 前2項の書類（定款を除く。）については、毎事業年度の終了後3か月以内に愛知県知事に提出しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第15条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金）

第16条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

（新たな義務の負担等）

第17条 新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

第3章 評議員

（定数）

第18条 この法人に、評議員5名以上11名以内を置く。
2 評議員のうち1名を評議員会長とする。

（評議員の選任及び解任）

第19条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）
又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
 - 4 評議員は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 5 評議員会長は、評議員会において選定する。

（任期）

- 第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第21条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 評議員会

（構成）

- 第22条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。
 - 3 評議員会長がやむを得ない事由により出席できないときは、出席した評議員のうちから議長を選出する。

（権限）

- 第23条 評議員会は、次の事項について決議する。
- （1）理事及び監事の選任又は解任
 - （2）理事及び監事の報酬等の額
 - （3）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - （4）定款の変更
 - （5）残余財産の処分
 - （6）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

- 第24条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

- 第25条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

- 第26条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選出する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その事項について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した評議員の中から選出されたもの1名が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上22名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名又は2名を代表理事とする。

(選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、この法人に関し、次に掲げる職務を執行する。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) 理事会に出席し、意見を述べること
 - (3) 必要があると認めるときは、評議員会に出席し、意見を述べること
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
 - (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第36条 理事及び監事は無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

- 第38条 この法人は、理事及び監事の法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第40条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職

- (4) 評議員会で定めるもの以外の規程等の制定、変更及び廃止
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財及び長期の借入金
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更又は廃止
 - (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6) 第38条の規定に基づく役員の実任の免除

(開催)

第41条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から代表理事に招集の請求があったとき、または監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第42条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事がやむを得ない事由により招集できないときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第43条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その事項について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が、これに記名押印する。

第7章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第48条 この法人に、任意の機関として若干名の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、代表理事がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する基本的事項について、代表理事の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与は、この法人の事業に関して、代表理事の諮問に応じ意見を述べるができる。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

第8章 定款の変更及び存続期間

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第19条についても適用する。

(存続期間)

第50条 この法人は、平成31年3月31日まで存続するものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（この権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受け、愛知県、名古屋市又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員は、有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

第11章 公告

(公告)

第56条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第12章 雑則

(保有株式等に係る権利行使)

第57条 この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上に当たる多数の決議を受けなければならない。

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
代表理事 馬場駿吉、名倉 猛
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
佐々和夫、大久保裕司、小澤 哲、木田幸紀、木村 操、鈴木邦尚、高坂 毅、原田正人、フレデリック・シャーフ、細谷孝利